

定例会最終日(12月8日)に、議員提出による意見書を全会一致で可決し、地方自治法第99条に基づき12月14日栃木県知事に意見書を提出しました。



松中議員から意見書案の趣旨説明



平山議長から県環境森林部へ意見書提出

議員提案

意見書 提出

産業廃棄物処分場設置計画に関する意見書

産業廃棄物対策が県政の重要施策として位置づけられて久しく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、あるいは栃木県産業廃棄物処理に関する指導要綱に基づく処分場計画があとを絶たない現状であります。

当町は、これまで大自然の恵みを受けながら農林業、観光業を基幹産業とし、地域の振興発展を図ってきたところであります。

しかしながら、その豊かな自然環境を有する当町には、現在約70箇所の産業廃棄物処分場が既に設置されており、これ以上は容認できるものではなく、当町議会といたしましても、国及び県の施政に懸念を抱かざるを得ない状況にあります。

今回、有限会社八松興業 代表取締役 鈴木正己氏が那須郡那須町大字稲沢字仲ノ沢1025番2に設置計画している産業廃棄物最終処分場について、農業経営や生活環境への影響、さらには環境汚染、風評被害など地域住民への不安は計り知れないものがあることから、当地域の稲沢自治会並びに沼野井自治会は、住民の総意をもって最終処分場設置の反対決議をしたところであります。

那須町議会は、両地域住民の決議そして意向を重く受け止めているところであります。

許可権限を有する県当局におかれましては、このような現状を厳粛に受け止め、当該事業者による産業廃棄物最終処分場の設置計画を許可しないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月8日

那須町議会議長 平山 幸宏

栃木県知事 福田 富一 様

